

川崎市区画道路拡幅整備事業助成金交付要綱取扱基準

平成20年3月26日19川ま市整第1207号

[改正 平成29年3月30日28川ま防第171号]

(目的)

第1条 この基準は、川崎市区画道路拡幅整備事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施する区画道路の拡幅促進事業又は寄附促進事業の取扱いに関し必要な事項を定め、事業の円滑な進行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この取扱基準における用語の定義は、要綱に定めるところによる。

(拡幅促進路線)

第3条 要綱第2条第3号に規定する拡幅促進路線は、小田57号線、小田58号線、小田213号線、小田214号線、小田215号線、小田216号線、幸町9号線の一部とする。

(寄附促進路線)

第4条 要綱第2条第4号に規定する寄附促進路線は、小田213号線、小田214号線、小田215号線、小田216号線とする。

(事業を行う土地所有者等で市長が認める者)

第5条 要綱第2条第6号に規定する事業を行う土地所有者等で市長が認める者は、当該土地に係る土地所有者、借地権者とする。

(助成金の交付対象となる事業)

第6条 要綱第3条第1項第1号に規定する整備支障物件を除却して拡幅整備を促進する事業について、整備支障物件の除却を伴わない新設については助成金の交付対象としない。なお、整備支障物件の除却を伴う新設とは、除却に引き続き新設が速やかに行われるものをいい、建築物の建築に合わせて施工されるものについては通常の建築期間の中で除却と新設が行われるものをいう。

(川崎市狭あい道路拡幅整備要綱第4条による事前協議)

第7条 要綱第3条第2項に規定する事前協議は、建築指導部局と道路後退線について協議を行って後退杭等を現地に明示するものとする。

(寄附促進路線における土地境界査定)

第8条 要綱第3条第3項第1号に規定する寄附促進路線における土地境界査定は、官民境界線を確定するものであり、川崎市が関係する地権者等の協力のもとに実施する。

(抵当権の抹消等必要な措置)

第9条 要綱第3条第3項第2号に規定する抵当権の抹消等必要な措置は、後退用地寄附申出書により川崎市への寄附申請が受理可能な状態にすることをいう。

(助成金の額)

第10条 要綱第5条第1項第1号に規定する拡幅促進事業に係る助成金の額は、別表第1

による積算額と実際の工事費のうち安価なものとする。

2 要綱第5条第1項第2号に規定する寄附促進事業に係る国税庁路線価の価額は、補正等を考慮しないものとする。

(助成金交付の申請)

第11条 施行者は、拡幅促進事業又は寄附促進事業に係る助成金の交付を申請しようとするときは、要綱第8条に定める書類に關係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(立入り検査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、施行者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその敷地等に立ち入らせ、關係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、施行者に対し、助成対象物の除却等が適切に図られるよう必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(調査に対する協力)

第13条 施行者は、本事業に係る助成金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

附 則 (平成20年3月26日19川ま市整第1207号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日28川ま防第171号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。